

平成27年4月8日

保護者 様

真岡市立真岡小学校長 大関 馨

## 出席停止について

学校感染症は、学校において予防すべき感染症として学校保健安全法に定められた感染症のことをいいます。

下記の病名で医師の診断がでますと、学校は欠席扱いにならずに出席停止となりますので、速やかに学校に連絡してください。学校では、証明書をお渡しいたしますので、必要な場合は、学校に取りにきてください。

なお、登校が可能となったときには、医師の治癒証明書を持って登校するようになしてください。

### 【出席停止となる感染症と期間】

#### 第一種感染症・・・治癒するまで

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る）、痘瘡、ペスト、マールブルク病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、南米出血熱

#### 第二種感染症・・・感染症ごとに定められた期間

インフルエンザ、百日咳、麻疹（はしか）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、風疹（三日はしか）、水痘（みずぼうそう）、咽頭結膜熱（プール熱）  
結核、髄膜炎菌性髄膜炎

#### 第三種感染症・・・病状により医師が感染の恐れがないと認めるまで

腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス

#### その他感染症

- ・条件や医師の指示によって出席停止の措置が必要と考えられる感染症  
溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症、伝染性紅斑（リンゴ病）、ノロウイルス等による感染性胃腸炎など
- ・通常出席停止の措置は必要ないと考えられる感染症の例  
アタマジラミ、水いぼ（伝染性軟属種）、伝染性膿痂疹（とびひ）